

令和2年11月25日

町内会員各位



柳瀬川町内会  
会長 竹前栄二

町内会館前駐車利用の件

初冬の候、皆様いかがお過ごしですか。

日頃より当町内会の運営に、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

上記の件、利用について再度徹底いたします。

町内会館は志木市所有の土地ですが「町内会館」公共物利用として無償で貸与されています。

その為、町内会としては、管理運営をしております。

その一貫として「町内会会員」に駐車場の利用を認めていますが利用には条件があります。

利用条件

- 1・常駐はダメ
- 2・利用に際しては「ダッシュボード」に会員の「班名」「名前」を置くこと。  
(メモ用紙で可) 所属が不明の場合警告書を張ります。(会館ポストに警告書が入っていますから見つけた会員はワイパーに挟んでください。)
- 4・止む得なく利用しなくてはならない方もいましたら個別に相談に乗ります。

皆様が気持ちよく利用して貰うにはお互いマナーを心がけてください。

